

# 未来



全労協・郵政産業労働者  
ユニオン長崎中野支部  
機関紙「みらい」  
NO. 4618  
26年2月3日(火)  
Tel・Fax 095-828-1953  
文責 支部書記長

# 1月期定例窓口報告 軽四輪処分・勤務時間管理

おはようございます。  
1月28日、国土交通  
省・九州運輸局より長中  
局・野母崎局など長崎県  
内16局に対して軽四輪  
車両の使用停止の行政処  
分が出されました。

今回の分を含め累積処  
分件数は、全国1798  
局・3151両となりま  
した。一方467局・1  
387両の使用停止処分  
が終了しています。

行政処分は貨物自動車  
運送事業法に基づくもの  
で、長中局が3両×20  
日。野母崎局が1両×2  
5日です。これまで処分  
を受けた他局の違反行為  
の概要では、多くの局で  
点呼の実施義務違反等及  
び点呼の記録(不実記載)  
違反があったとされてい  
ます。

長中局の処分理由はま  
だ明らかではありません  
が(処分状況は翌月20  
日頃一覽として公表され

るため)、同様の違反があ  
ったと思われます。  
長中局ではこの処分に  
ついて当日・翌日、周知  
はされませんでした。支  
部が周知したほうが良い  
のではと申し入れたため  
か、その後周知が行われ  
ましたが車両数などを伝  
えるだけでした。

昨年6月の「一般貨物  
自動車運送事業の許可を  
取り消す処分」では、5  
年間は許可を再取得でき  
ず、集配の拠点間の輸送  
などを担う約2500台  
のトラックやバンが使用  
できなくなりました。こ  
の処分では長中局の点呼  
不備がどのくらいあった  
のか定かではありません  
が、今回の軽四輪使用停  
止処分は長中局での点呼  
に違反があったことで課  
せられた処分です。

「自分たちの点呼違反  
で車両が使用できなくな  
り、集荷や配達に大きな  
影響が出ています。二度  
と点呼不備とならないよ  
うに、正確・確実に行わ  
なければなりません」  
らしいの啓発活動を行う必  
要があったと思います。

さて1月29日、支部  
は長中局と「一月期の定

例窓口」を行ったので報  
告します。



### 長中局より

○郵便物などの滞留  
12月期、滞留は無い。  
1月23日、600通の  
滞留が起きた。

### ○超勤状況

12月期は30時間越  
え社員が78名。1月期  
は28日時点で30時間  
越えの社員は1名。12  
月末時点で年換算目安2  
70時間(30時間×9  
か月)を超えている社員  
は7名。(年間の超勤時間  
が)3・6協定オーバー  
とならないように引き続  
き超勤時間の注視を行っ  
ていく。

### ○採用状況

1月期、採用は無い。

### ○新型コロナウイルス及びインフルエンザ感染症状況

今年28日現在、イン  
フルエンザ感染症罹患者  
は22名(現在は皆回復)  
12月期は8名がインフ

ルエンザ感染症に罹患。  
新型コロナウイルス罹患  
者は先月・今月共にいな  
い。定期的な喚起を実施し  
ているところ。

### ○休暇消化関係

12月は、局マスター  
プラン5・6%に対して  
4・7%実施。累計7・  
1%に対して75・4%  
1,7%の遅れ。



### ユニオンから

○軽四輪使用停止の行  
政処分について  
組) 同処分について説  
明を求める。

組) 行政処分(3台×  
20日) 執行通知を受領  
した。2月4日から執行  
組) 対象車両はいずれ  
か。

組) 対象の車両は3台  
とも集荷センターが使用  
している車両。

組) 集荷センターは6  
月の処分でトラックを5  
台使えなくなっている。

集配部から回っていると  
は言え、業務に大きな影  
響が出るのではないかと  
心配している。対策を明  
らかにすること。

組) 第1・第3集配、  
副部長が使用している車  
を回す予定。車を貸す第  
1・第3集配については  
局として部を超えた応受  
援により対応する。尚、  
第三集配には西彼杵局か  
ら移動された車を回す。  
組) 今後も集荷センタ  
ー及び第一集配での影響  
を注視し、対応をとるよ  
う求める。

### ○勤務時間管理について

組) 支部は以前より勤  
務時間管理について申し  
入れを行ってきた。最近  
は他労組及び個人でも勤  
務時間についての申し入  
れがあったと聞く。局の  
認識と対策について説明  
を求める。

組) 勤務時間管理につ  
いては力を入れていると  
ころである。組合にも協  
力を求める。具体的には  
ービス残業が行われてい  
る場面などを求める。

組) 具体的に言いたく  
ないが、集配部では昼休  
みの12時45分過ぎと  
中勤開始前の10時頃、  
作業をしているのを見か  
けることがある。

組) 来週から管理者と  
注視していく。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員を正社員化する。

めいげ、均等待遇、なぐさ差別ー

ユニオンは労基法裁判に勝利した。

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1集-海江田, 2集-向井, 3集-山田, 支部・分会の役員へ。

郵政ユニオン長崎の  
ホームページはこちら

